

今別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件比率
24年度	3,172人	2,650,158 千円	141,958 千円	561,751 千円	21.19%	23.30%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	51人	217,625 千円	15,394 千円	81,162 千円	314,181 千円	6,160 千円	5,473千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には該当職員を含んでいない。

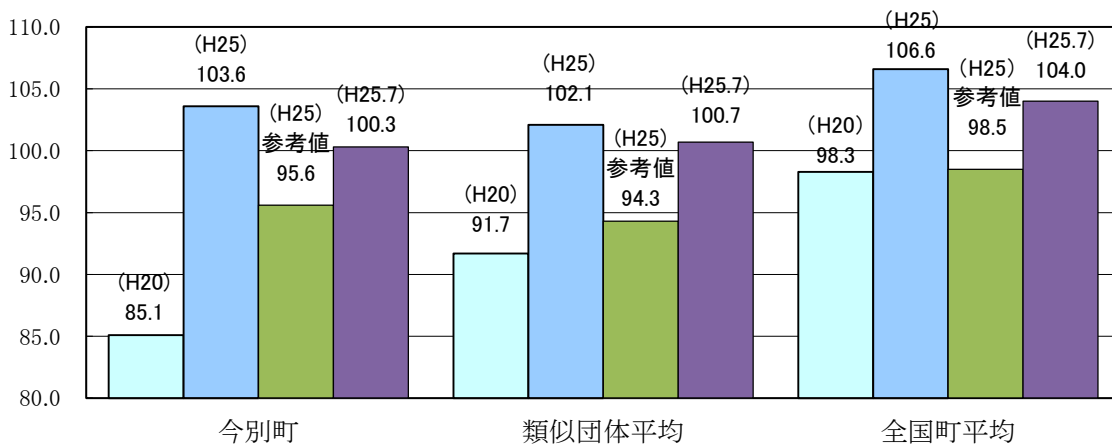
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実 施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制裁又は減額措置の内容	
(給料)	H25.4.1ラスパイレス指数 103.6 参考値 95.6 減額時点のラスパイレス指数 100.3

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (25年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
今別町	49.9 歳	356,800 円	371,908 円	370,216 円
青森県	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	— 円	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.4 歳	308,516 円	346,738 円	333,744 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
今別町	個人情報保護のため未公開					-	-	-	-
	歳	人	円	円	円	調理師	44.0 歳	252,133 円	1.54
	歳	人	円	円	円		歳	円	
	歳	人	円	円	円		歳	円	
青森県	47.4 歳	438 人	308,500 円	345,957 円	332,413 円	-	- 歳	-	-
国	49.7 歳	人	270,465 円 (285,030) 円	- 円	307,506 円 (323,181) 円	-	-	-	-
類似団体	51.8 歳	3 人	274,700 円	294,342 円	287,809 円	-	- 歳	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
今別町	個人情報保護のため未公開		
	円	円	
	円	円	
	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヶ年平均)

※技能労務職と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況 (25年4月1日現在)

区 分		今 別 町	青 森 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	—
	中学卒	125,400 円	125,400 円	—
教育職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—
医療職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (25年4月1日現在)

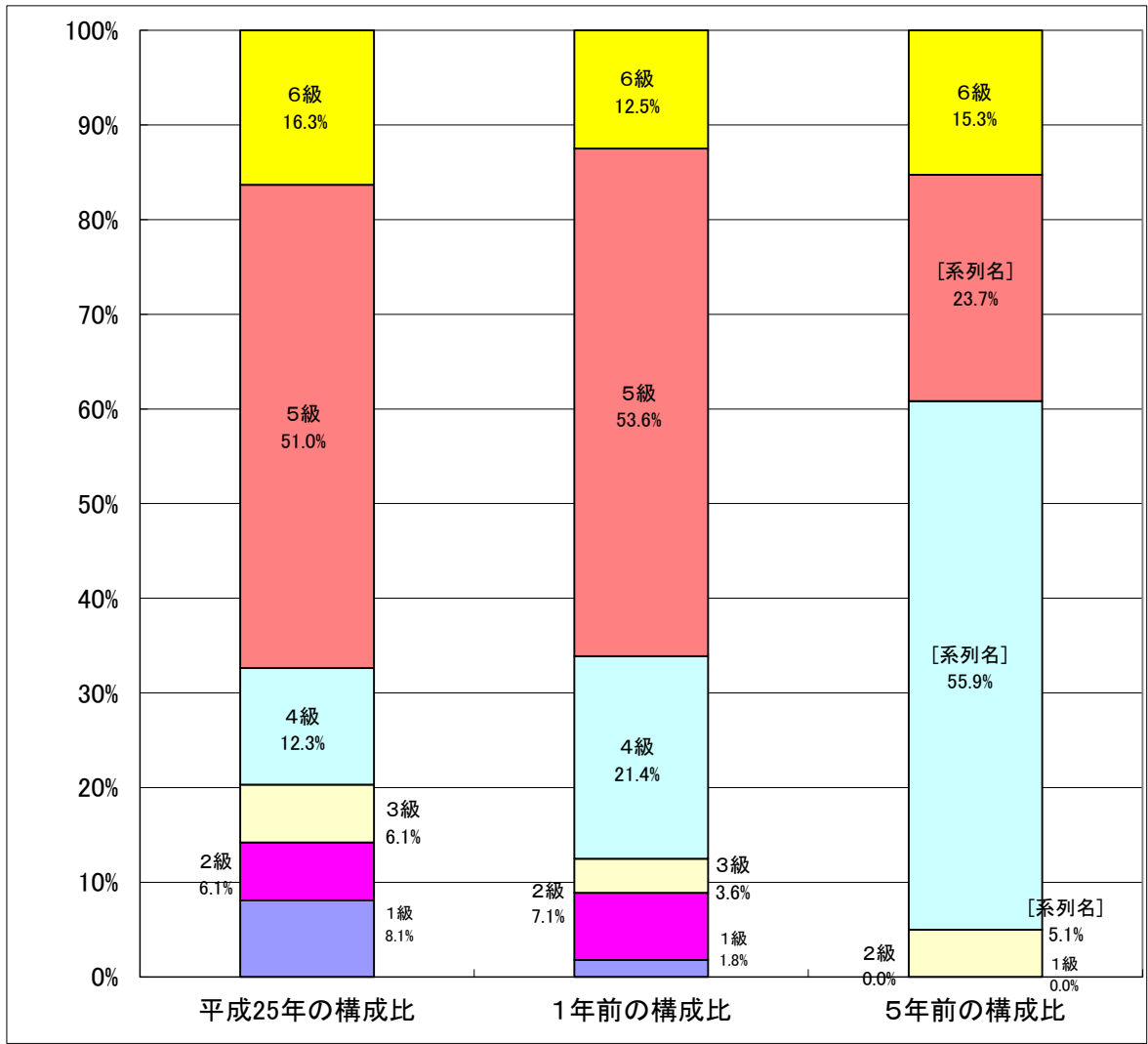
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円	円	389,400 円	円
	高校卒	231,100 円	304,200 円	351,600 円	387,700 円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円
医療職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事の職務	4 人	8.2 %	135,600 円	243,700 円
2 級	高度の知識、経験を必要とする業務を行う主事の職務	3 人	6.1 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主任の職務	3 人	6.1 %	222,900 円	354,700 円
4 級	総括主幹、主幹の職務	6 人	12.3 %	261,900 円	388,300 円
5 級	事務局長、次長の職務 困難な業務を所掌する総括主幹、主幹の職務	25 人	51.0 %	289,200 円	400,600 円
6 級	参事、課長、出納室長の職務 特に困難な業務を所掌する次長の職務	8 人	16.3 %	320,600 円	422,600 円

- (注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定未実施のため、昇給区分による差は設けていない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

今 別 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,611 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,547 千円	-
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務実績の評定の実施状況 能力・業績に基づく「人事評価制度」の導入の検討を進めています。
2. 勤勉手当の勤務実績の反映状況 現在、勤務状況による若干の差を設けていますが、今後人事評価システムの導入により、適切な評価が可能になり次第実施に向け検討を進めていきます。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

今 別 町			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28,7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28,7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38,955 月分	勤続25年	32.83 月分	38,955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額	1,771 千円	2,375 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(23度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)			千円
支給対象地域	支給率	対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)				
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)				
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (22年度決算)	左記職員に対する支給 単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	509千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	86千円
支給実績(23年度決算)	2,062千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	36千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 円 1人目配偶者なし 11,000円 配偶者あり 6,500円 2人目以降 6,500円 ・16歳の年度初めから22歳の年度末までの子加算 5,000円	同		6,612千円	220,400円
住居手当	借家1,000円～27,000円	同		883千円	220,750円
通勤手当	交通機関利用者4,400円～50,000円 交通用具利用者1,000円～11,000円	異	国 交通用具利用者 2,000円～ 24,500円	972千円	48,600円
管理職手当	なし	異		千円	円
休日勤務手当	なし	異		千円	円
産業教育手当	なし			千円	円
寒冷地手当	扶養親族1～2人以上 17,800円 扶養親族なし 10,200円 その他職員 7,360円	同		3,431千円	61,268円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

給料	区分	給料月額等		
		(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町長	630,000 円 (750,000 円)	750,000 円	403,200 円
	副町長	506,600 円 (596,000 円)	635,000 円	455,000 円
	教育長	462,000 円 (525,000 円)		円
報酬	議長	249,850 円 (263,000 円)	300,000 円	160,000 円
	副議長	213,750 円 (225,000 円)	245,000 円	140,000 円
	議員	204,250 円 (215,000 円)	223,000 円	127,400 円
期末手当	町長 副町長 教育長	(24年度支給割合) 2.95 月分		
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	町長	(算定方式) 月額×月数×44.5/100	(1期の手当額) 13,759,200 円	(支給時期) 任期満了毎
	副町長	月額×月数×26.5/100	6,443,952 円	〃
	教育長	月額×月数×22.5/100	4,989,600 円	〃
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

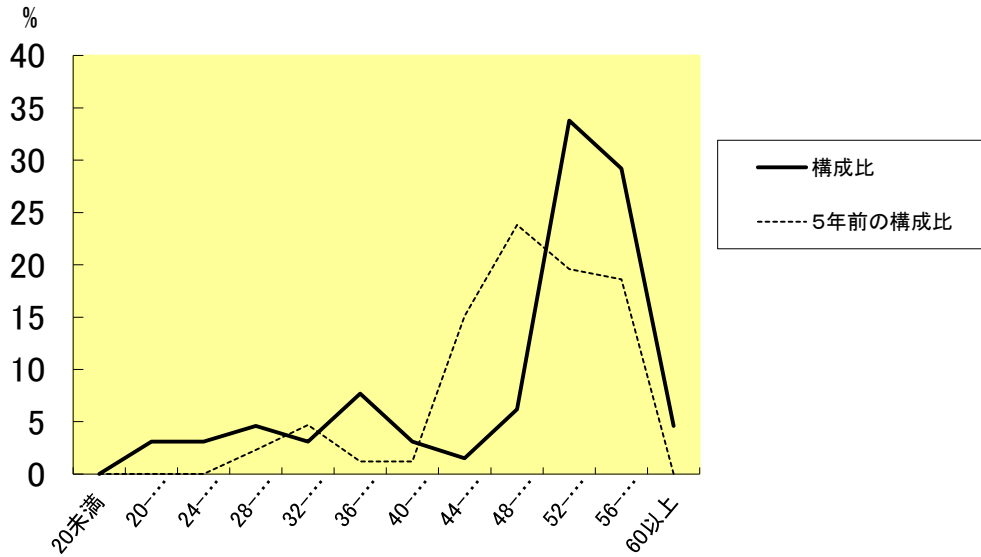
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	2	1	定員基準による増員
		総務	21	21	0	
		税務	3	3	0	
		労働			0	事務増による増員
		農林水産	6	6	0	
		商工	3	4	1	
		土木	4	4	0	
民生	6	3	△3	退職不補充		
衛生	4	4	0			
	小計	48	47	△1	(参考) 人口1万人当たり職員数 148 人	
	教育部門	6	5	△1	退職不補充	
	消防部門					
	小計	6	5	△1	(参考) 人口1万人当たり職員数 15 人	
公営企業計等部門	病院 水道 その他	病院	3	4	1	看護師新採用による増員
		水道	2	2	0	
		その他	6	7	1	後期高齢者医療事務特別会計業務による増員
		小計	11	13	2	
合計	65 [98]	65 [98]	0	(参考) 人口1万人当たり職員数 204 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	2人	3人	2人	5人	2人	1人	4人	22人	19人	3人	65人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間 増減数(率)
一般行政	55	54	51	50	48	47	▲ 8 (14.5) %
教育	14	13	12	8	6	5	▲ 9 (64.2) %
消防	0	0	0	0	0	0	0 0.0 %
普通会計	69	67	63	58	54	52	▲ 17 (24.6) %
公営企業等会計	19	15	13	11	11	13	▲ 6 (31.5) %
総合計	88	82	76	69	65	65	▲ 23 (26.1) %

(注) 1 各年において定員管理において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組指針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検実施」を踏まえ、当町の取組方針を次のとおり策定しました。

1. 基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用等の適正化を図る。また、技能労務職員については、原則として退職不補充とすることとし、民間委託の推進を行い、総人件費の抑制を図る。

2. 具体的な取組み内容

(1) 給与表

技能労務職の給与表の構成は、次のとおりである。

給料表の構成		
1級	1～13号	国の行政職俸給表（二）1級1号給～13号給を準用
	14～16号	国の行政職俸給表（二）1級13号給と行政職給料表1級1号の間差を等分割
	17～109号	行政職給料表1級1号給～93号給を準用
2級～4級	行政職給料表2級～4級を準用	

(2) 昇格・昇給

平成18年度から55歳昇給抑制を行なっているが、昇格・昇給の基準について、国の基準を参考に見直しを行なう。

(3) 諸手当

平成17年に特殊勤務手当を全廃し、現在はありません

3. その他

技能労務職員については原則として不補充としている。